

原木（露地・施設）シイタケ生産者の皆様へ 【指標値超過の原木・ホダ木の廃棄等処分について】

平成 24 年 11 月 30 日
千葉県農林水産部森林課

平成 24 年 4 月 1 日から、シイタケ栽培用の原木及びほだ木の放射性セシウムに関する当面の指標値が 50 ベクレル/kg（乾重量）に改正されました。

50 ベクレル/kg を超える原木・ホダ木（以下「指標値超過原木等」という）を使用すると、県が 3 月 16 日付けでお知らせした資料に基づき除染を行っても、発生するシイタケが一般食品の基準値の 100 ベクレル/kg を超えてしまう危険性があります。

つきましては、生産者の皆様に安心してシイタケ栽培を行っていただき、消費者へ安全なシイタケを届けるため、以下の項目を実施されるようお願いいたします。

対象者	シイタケ・原木・ホダ木の放射性セシウム濃度が分からない方（以下の①から）
	シイタケの放射性セシウムが 100 ベクレル/kg を超えている方（以下の②から）
	原木・ホダ木の放射性セシウム濃度が 50 ベクレル/kg を超えている方（以下の②から）

①まず、原木・ホダ木の検査を行っていただくようお願いします。

※ただし、原木購入時に、検査結果が添付されていた原木・ホダ木は除きます。



②シイタケの放射性物質検査で基準値を超えたホダ木、原木・ホダ木の検査の結果又は添付されていた検査結果が指標値を超えていた場合、原木等への転用、販売、譲渡など、廃棄又は廃棄までの仮保管（以下「廃棄・保管等」という）以外の一切の処分を行わないようお願いします。



③指標値超過原木等を廃棄する場合は、法令に従った方法により確実に廃棄処分を行うようお願いします。

【廃棄・保管等の例】

- ・地元市町村の焼却場等に持ち込む。（事前に市町村の廃棄物担当部所に確認する。）
- ・処分業者等へ廃棄を依頼する。
- ・ホダ木をチップ化してシイタケが発生しないようにし、周辺に影響を及ぼさない方法で一時保管する。
- ・ホダ木の樹皮を高圧洗浄機などで剥がし、周辺に影響を及ぼさない方法で一時保管する。
- ・その他、シイタケが発生しなくなる方法を実施し、周辺に影響を及ぼさない方法で一時保管する。（林業事務所へご相談ください。）



※東京電力株式会社へ損害賠償請求をお考えの方は、検査に関する書類等の保管と、処分前・中・後のほだ場の写真（処分の状況、処分したほだ木の本数がイメージできるもの）を撮っておかれることをお勧めしますが、詳しくは東京電力コールセンターにお問い合わせください。

※東京電力（株）福島原子力補償相談室 電話番号：0120-926-404

お問合せ先	千葉県北部林業事務所（香取、海匠、山武、長生地域）	電話 0475(82)3121
	千葉県北部林業事務所印旛支所（市原市を除く千葉、東葛飾、印旛地域）	電話 043(483)1130
	千葉県中部林業事務所（市原市、君津地域）	電話 0439(55)4970
	千葉県南部林業事務所（夷隅、安房地域）	電話 04(7092)1318
	千葉県農林水産部森林課林業振興室	電話 043(223)2966